

豊田市テニス協会規約

(名称)

第1条 本協会は、豊田市テニス協会（以下「協会」という。）と称し、事務局を豊田市古瀬間町烏ヶ峯
371-54に置く。

(目的および事業)

第2条 協会は、テニスの振興と普及を図ることを目的とする。

2 協会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) テニス大会、テニス教室、ジュニアの育成及び指導者講習会等の各種事業
- (2) その他協会の目的達成に必要な事業

(会員)

第3条 協会の会員とは、協会の目的に賛同し、所定の手続を経て登録した者をいう。

2 登録は団体登録のみとする。ただし、高校生以下はジュニア会員として個人登録することができる。

(登録費等)

第4条 協会の登録費は団体登録費と個人会費とし、別表1に掲げる金額を納入するものとする。

2 ジュニア会員については個人会費を納入するものとする。

3 前項に規定する登録費等は、年度途中の登録においても年額全部納入するものとする。

4 納入された登録費は、返還しないものとする。

(評議員等)

第5条 協会に次の評議員と役員を置く。

(1) 評議員 登録相当数

(2) 役員

ア 会長	1名
イ 副会長	2名
ウ 監事	2名
エ 理事長	1名
オ 副理事長	2名
カ 常任理事	若干名
キ 理事	若干名

2 評議員は、登録団体の代表者とする。

3 役員は、役員会で推挙され評議員会で決定する。

(顧問)

第6条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、役員会の要請に応じ、意見を述べることができる。

（評議員の職務）

第7条 評議員は、協会の事業計画、予算及び役員を決議し、事業実績を承認する。

（役員の職務）

第8条 会長は、協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、協会の財務の監査を担当する。
- 4 理事長は、常任理事会及び理事会の代表として協会の運営を掌握する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長の事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 常任理事及び理事は、役員会及び理事会の決するところに従い、協会の運営を分担する。

（役員の任期および解任）

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、本人の申出により任期途中でも辞任できるが、役員会の承認を必要とする。
- 3 交代役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員に協会の役員としてふさわしくない行為のあった場合又は心身の障害等のため職務の遂行に耐えられないと認められた場合には、その任期途中でも役員会の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

（評議員会）

第10条 評議員会は、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に招集することができる

- 2 評議員会の議長は、副会長が務める。
- 3 評議員会は、評議員の3分の2以上の出席者で成立し、出席者の過半数で議決する。
- 4 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、議長に議決を委任状で委任する。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

（役員会）

第11条 役員会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 役員会の議長は、副理事長が務める。
- 3 役員会は、3分の2以上の出席者で成立し、出席者の3分の2以上で議決する。

（常任理事会）

第12条 常任理事会は、理事長が必要に応じて招集する。

- 2 常任理事会の議長は、総務委員長が務める。
- 3 常任理事会は、3分の2以上の出席者で成立し、出席者の3分の2以上で議決する。

（理事会）

第13条 理事会は、理事長が必要に応じて招集する。

- 2 理事会の議長は、総務委員長が務める。
- 3 理事会は、3分の2以上の出席者で成立し、出席者の3分の2以上で議決する。

（専門委員会等）

第14条 協会に、競技、普及指導、ジュニア、財務及び総務の各専門委員会を置く。

- 2 専門委員会は、役員会の承認を得た者で構成し、代表者は常任理事とする。
- 3 競技委員会は、テニス大会等の競技活動を担当する。
- 4 普及指導委員会は、テニス教室、講習会等の普及活動を担当する。
- 5 ジュニア委員会は、ジュニアの大会、育成活動等を担当する。
- 6 財務委員会は、協会の財務関係を担当する。
- 7 総務委員会は、協会の運営全般と広報活動を担当する。
- 8 各専門委員会は、相互に連絡を密にし、協会運営の円滑化、発展及び向上に努める。
- 9 協会に、必要に応じて専門委員会以外の特別委員会を置くことができる。

（経費の支弁）

第15条 協会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- （1）団体登録費
- （2）個人会費
- （3）大会、教室等の参加費
- （4）補助金
- （5）寄付金
- （6）その他

（顕彰制度）

第16条 協会は、顕彰制度を設置することができる。

- 2 顕彰の方法等については、その都度役員会で決定する。

（補助制度）

第17条 協会は、協会又は豊田市の代表として対外試合、研修会等に参加する者には補助をすることができる。

- 2 補助の対象、方法及び金額等については、その都度、理事会及び役員会で決定する。

（団体への登録）

第18条 協会は次の団体に登録する。

- （1）公益財団法人 豊田市スポーツ協会
- （2）愛知県テニス協会

（会計年度）

第19条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

（雑則）

第20条 この規約に定めるもののほか、協会に関し必要な事項は、専門委員会、理事会役員会及び評議員会で決定するものとする。

(付則) この規約は、1981年（昭和56年）	3月27日から施行する。
(付則) この規約は、1985年（昭和60年）	3月10日から施行する。
(付則) この規約は、1987年（昭和62年）	3月29日から施行する。
(付則) この規約は、1988年（昭和63年）	2月28日から施行する。
(付則) この規約は、1989年（平成元年）	2月26日から施行する。
(付則) この規約は、1990年（平成2年）	3月4日から施行する。
(付則) この規約は、1992年（平成4年）	3月8日から施行する。
(付則) この規約は、1995年（平成7年）	3月12日から施行する。
(付則) この規約は、1996年（平成8年）	3月3日から施行する。
(付則) この規約は、1997年（平成9年）	3月9日から施行する。
(付則) この規約は、1998年（平成10年）	3月8日から施行する。
(付則) この規約は、2003年（平成15年）	3月2日から施行する。
(付則) この規約は、2004年（平成16年）	12月12日から施行する。
(付則) この規約は、2005年（平成17年）	3月13日から施行する。
(付則) この規約は、2007年（平成19年）	3月11日から施行する。
(付則) この規約は、2009年（平成21年）	3月15日から施行する。
(付則) この規約は、2010年（平成22年）	3月7日から施行する。
(付則) この規約は、2011年（平成23年）	3月6日から施行する。
(付則) この規約は、2013年（平成25年）	3月10日から施行する。
(付則) この規約は、2016年（平成28年）	3月20日から施行する。
(付則) この規約は、2017年（平成29年）	3月12日から施行する。
(付則) この規約は、2021年（令和3年）	4月1日から施行する。
(付則) この規約は、2023年（令和5年）	4月1日から施行する。

別表 1

団体登録種別	協会登録費
団体登録費 A（郵送＋Eメール）	団体登録費8,500円＋個人年会費（総会員数×1,000円/人）
団体登録費 B（郵送）	団体登録費9,000円＋個人年会費（総会員数×1,000円/人）
団体登録費 C（Eメール）	団体登録費7,500円＋個人年会費（総会員数×1,000円/人）
ジュニア会員	1,000円/人

- ※ 1 評議員会後の年度途中団体登録は、所定の団体登録費と別途事務手数料として3,000円を徴収する。
- ※ 2 評議員会後の年度途中個人追加登録は、所定の個人年会費1,000円と別途事務手数料として500円を徴収する。
- ※ 3 郵送案内は、団体代表者へ郵送する。Eメール案内は、登録書に記載されたメールアドレスへ発信する。
- ※ 4 登録受付は電子データ（Excel）をメールで受け付ける。